条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額

E_{13} ＝ 0.0318
E_{14} ＝ 0.0212
E_{15} ＝ 0.0244
E_{16} ＝ 0.0245
E_{17} ＝ 0.0249
E_{18} ＝ 0.0238
E_{19} ＝ 0.0238
E_{20} ＝ 0.02392
E_{21} ＝ 0.02301
E_{22} ＝ 0.02259
E_{23} ＝ 0.0230
E_{24} ＝ 0.0225
E_{25} ＝ 0.0225
E_{26} ＝ 0.0221
E_{27} ＝ 0.0204
E_{28} ＝ 0.0102
E_{29} ＝ 0.0110
E_{30} ＝ 0.00162
$E_{令元}$ ＝ 0.00107
$E_{令2}$ ＝ 0.00172

F　地方団体がその資本金その他これに準ずるもの（以下この表において「資本金等」という。）の2分の1以上を出資する株式会社（以下「第三セクター」という。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　昭和47年度から昭和51年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として昭和58年度から平成4年度までの各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業新特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金

H　昭和58年度から平成2年度までの各年度において発行を許可された地下鉄建設事業債の支払利息相当額を

条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額

E_{13} ＝ 0.0318
E_{14} ＝ 0.0212
E_{15} ＝ 0.0244
E_{16} ＝ 0.0246
E_{17} ＝ 0.0249
E_{18} ＝ 0.0238
E_{19} ＝ 0.0238
E_{20} ＝ 0.02394
E_{21} ＝ 0.02302
E_{22} ＝ 0.0237
E_{23} ＝ 0.0231
E_{24} ＝ 0.0226
E_{25} ＝ 0.0226
E_{26} ＝ 0.0221
E_{27} ＝ 0.0089
E_{28} ＝ 0.0102
E_{29} ＝ 0.0020
E_{30} ＝ 0.00162
$E_{元}$ ＝ 0.00107

F　地方団体がその資本金その他これに準ずるもの（以下この表において「資本金等」という。）の2分の1以上を出資する株式会社（以下「第三セクター」という。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　昭和47年度から昭和51年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として昭和58年度から平成4年度までの各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業新特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金

H　昭和58年度から平成2年度までの各年度において発行を許可された地下鉄建設事業債の支払利息相当額を

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日